



# 鳥取県公報

平成15年2月18日(火)  
号外第5号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

監査公告 外部監査結果に基づき知事等が講じた措置の公表(1)..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 鳥取県監査委員公告第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事及び鳥取県公安委員長から平成12年度に係る包括外部監査の結果に関する報告(平成14年鳥取県監査委員公告第3号)に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成15年2月18日

鳥取県監査委員 山 田 次 彦  
鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
鳥取県監査委員 中 尾 享  
鳥取県監査委員 湯 原 俊 二

### 1 外部監査結果報告書に添付された意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>第1部 鳥取県住宅供給公社</p> <p>1 今後の存在意義とあり方</p> <p>(1) 公社法及び公社定款に照らし、既に著しい住宅不足という社会状況が解消されている社会状況を見るならば、公社の歴史的役割は既に十分に果たされ、現時点においてはそのもとの存在意義は失われていると見ることができる。</p> <p>他方、少子高齢化社会、福祉型社会の進行という社会状況の変化に伴い、県民の住環境に対する要求も大きく変化してきている。また、過疎の進行の中で、若者にとって住みやすい住環境の整備、人口定住対策としての住環境の整備という課題に対して行政は差し迫った対策を迫られている。</p> <p>このような状況のもとにおいて、県の指導・監督の下にある公社の事業実態は大きく変化した。そし</p>	<p>1 今後の存在意義とあり方</p> <p>鳥取県住宅供給公社(以下「公社」という。)においては、現在実施中の事業の処理の目的がたつまでは、新たな事業は原則として実施させないこととした。ただし、公社が政策的な必要性が高く、リスク負担が低いと判断した事業については、県がその内容を確認した上で、実施してもよいこととした。</p> <p>公社の目的は、住宅不足の著しい地域で住宅を必要とする勤労者に対して、売建分譲等の方法により居住環境の良好な集合住宅及び宅地を供給することであるが、現況を概括するに公社の上記の目的は、おおむね一般の市街地とその周辺では達成しているものと考えられる。</p> <p>しかし、民間事業者による住宅供給が見込めず、空</p>

て、著しい住宅不足に対して勤労県民に対して適切な住宅環境を提供するという本来の目的を離れ、県を始めとする行政の求めるままに様々な政策実施の一環として事業展開するようになった。

(2) このような公社の現実の役割の変化は、その役割の多様化、社会情勢の変化に伴う善的發展として肯定的に評価しうる反面二つの問題点を抱えることとなった。

言うまでもなくその第1は、公社の存在意義である。第2は、公社が県などの自治体が実施する各種政策の完全な下請となってしまうことである。

公社法及び公社の定款を離れた、しかも行政の下請けとしての事業展開が今後ますます必要となるとするならば、そしてその為に公社という独立組織が必要であるというのであれば、少なくとも、そのことについての明確な県民の合意が必要である。また、公社定款の変更を検討すべきである。さらに、必要であれば一旦解散した上で現在の福祉型社会の進行に合わせた新たな組織に改組することを真剣に検討すべきである。その為に新たに条例等の整備も必要であれば、議会を中心として県民の英知を結集してあるべき方向性を模索すべきである。そうして初めて真の住民自治といえる。

公社の活動を民業圧迫というところのない規制でしぼることも再検討を要する。公社が永年の住宅開発で培ってきたノウハウが、一般のディベロッパーに比して十分に競争力をもちうるであれば、それはそれとして社会資本として活用すべきである。競争力のある部分を思い切って民営化することも検討すべきである。公社の住宅開発部門を民間の競売にかけてもおもしろい。民間が公社の住宅開発能力を評価し相当の価格で競り落とすことでもあれば、県財政を結果的に豊かにする。だれも競り落とさないのであれば、結果的に公社に事業性がなかったことが明らかになり、県民に正しい情報を提供することとなる。

(3) いずれにしても、公社の存在意義を真剣に検討すべき時期が既に到来している。県は、この問題についての検討を担当部局内の議論だけにとどまらせるだけでなく、県議会を中心にして広く県民の英知を結集して速やかに着手すべきである。

## 2 特に懸念すべき事項

### (1) 崎津団地住宅開発事業について

一刻も早く住宅用地の開発としての利用が可能か否かについての検討を終了して、対処方法についての結論を出すべきである。液状化の懸念が消えない限りは宅地開発は困難である。可能であるとしても、相当の経費をかけて地盤の強化工事を行うか、当初

洞化が進む中心市街地及び過疎化が進む中山間地域において若者等が住みやすい住環境の整備や定住促進等のため、引き続き、公社のような公的主体による住宅供給が必要であるとの考え方を基本として公社の果たすべき役割及び今後の事業実施の方針について、外部の有識者、専門家等で構成する鳥取県住宅供給公社のあり方検討委員会を設置し、検討することとした。

また、現在実施中の事業については、事業採算性への懸念が高まり、公社運営上の大きな負担となっているため、以下の考え方を基本として公社に最大限の販売努力を行ってもらうこととした。

### (1) 現在実施中の事業を継続する場合

#### ア 市町村からの要請により実施している事業について

売れ残りの土地を市町村が買い取ることを約定するとともに、市町村が損失を補填するとの合意があれば、原価以下での売却もできることとする。

#### イ 公社が主体的に実施している事業について

原価以下での売却もできることとするが、その損失は、公社の責任で処理する。

#### ウ 県からの要請により実施している事業について

売れ残りの土地を県が買い取ることを約定するとともに、県が損失を補填することについて合意があれば、原価以下での売却もできることとする。

### (2) 現在実施中の事業を廃止する場合

#### ア 市町村からの要請により実施している事業について

売れ残りの土地を市町村が買い取るか、又は公社で他の活用策を検討する。

#### イ 公社が主体的に実施している事業について

売れ残りの土地の活用策を公社で検討する。

#### ウ 県からの要請により実施している事業について

売れ残りの土地を県が買い取る。

## 2 特に懸念すべき事項

### (1) 崎津団地住宅開発事業について

崎津団地住宅開発事業は県の政策的要請に応じて公社が実施しているものであり、公社が液状化対策のための技術及びそれに要する経費の研究を行っているが、この研究結果を踏まえ、液状化対策や土地の利用計画等について、県が事業の見直しを含めた

予定価格より相当下回る価格でなければ売却は困難である。このまま有効な対策が立たないまま推移すれば、公社にとって膨大な含み損に転化する可能性が極めて大である(率直に言えば、現時点においてすでに含み損化していると評価できる)。売買代金について、全額県からの無利子による借入れによるから金利コストがかからないとしても、1,571,119千円という膨大な資金が解決のめどが立たない状態で長期間にわたって眠ることとなり、その負担を県が負うとしても県民への経済的損失は無視できない。

従って、場合によっては、価格を大幅に下げて分譲し、損得よりも資金回収を先行させるといった思い切った解決方法を検討すべきであろう。また、元々県の政策の失敗のつけを押しつけられたものであることから、あるいはまた、元々地盤の軟弱な地震による液状化の可能性のある問題性のある土地を購入させられたのであるから、県へ買戻しを求めることも検討すべきである。

## (2) 観音寺事業について

平成11年度は積立分譲地12戸、平成12年度は売建分譲地11戸を売り出したが、全く買い手が見つからないという状況の中で、平成13年度ようやく売建分譲地が2戸売却できた。しかし、明らかに苦戦を強いられる結果となっている。

この原因について、担当者からヒアリングしたところ、次の問題点が明らかとなった。

ア 河川に囲まれていることから地下水面が高く湧水のおそれがある

イ 従って、地盤が軟弱であり土盛り等地盤強化工事をする必要がある

ウ 公共下水が供用開始となっておらず買い控え傾向があった

このような問題が存在しているとすれば、分譲宅地を計画どおり早期に売却することには、今後も相当長期の苦戦が予想される。

ところで、この問題点のすべてについて事前に予想できたにもかかわらず、現実には、検討されなかった。地盤の強度に問題があったにも関わらず、米子市の要請に応えることに関心の中心があり、当然の検討が怠られた。

担当者の説明によれば、早期に宅地を購入、街並みの形成を先行し進めることにより側面から区画整理組合をささえる意味合いもあったということである。もしそうであれば、当初から相当長期に在庫を抱え込むリスクを負ったというべきであり、行政に引きずられることにより、経済合理性、採算性を見失ったと言いうる。販売の苦戦は、このような自立性を欠いた経営が招いた当然の帰結と言える。

総合的な検討を行う。

## (2) 観音寺事業について

観音寺事業は米子市の政策的要請に応じて公社が実施したものであるが、公社は当該事業が経営的観点から採算性を確保することができるという判断の下、区画整理事業に参画し、事業化を行ったものであり、指摘事項のAからUまでに掲げる問題点については、公社が事業実施前に予測し、解決済みである。

高額な分譲価格及び立地条件の特性から考えて、分譲地の販売にはある程度の時間が必要であるが、公社としては、一定期間内で計画的に販売できると判断していることから、引き続き住宅販売業者及び米子市と連携して販売に取り組ませていく。

公社が、区画整理事業に關与して宅地開発の一端を担うことは広く行われている。公社の目的に照らして、その必要性があれば全く問題がない。しかし、区画整理事業は、行政の都市計画の一環としてなされることが通常であり、観音寺の宅地開発に見られるようにそのリスクの一部を公社が負うとすれば、問題である。行政に従属型の経営姿勢を直ちに改め、独立した経営主体としての独立性、自立性を確保すべきである。

### (3) 船磯事業について

事前の需要調査と異なり、販売開始後1年経過したにもかかわらず平成12年度0区画、平成14年2月現在に至るまで1区画の分譲が行われたに過ぎない。今後の分譲見込みも全く立っていない。船磯港に隣接した分譲地であり、波、風、音の影響から港を利用する漁民しか買い手が見込まれず、一般からの応募は期待できない。県が行った事前の需要調査が甘かったとしか言いようがなかった。公社は、本事業が県の強い要請に基づいたものであることを理由に県に対して買戻しの請求を行ったが、県は契約上買戻しの義務はないとの理由により拒否している。

早急に処分方法を検討すべきである。宅地としての処分が困難であれば、本事業は、そもそも県の政策目的に従い、県の調査した需要調査に基づいて出発した事業であり、しかも県の政策目標や事前調査の不十分さが、今日の苦戦を生んでいるのであるから、強力に県に対して買戻しの交渉を行うべきである。県の責任をあいまいにすべきではない。公社が県の監督指導に服する立場にあるとしても、あくまで公社法に則した運営がなされているか否かという観点からの指導であるべきはずであり、県の政策目標に公社が従属することは許されない。

### (4) 県などとの間における公有地の売買の契約形態に関する問題性

#### ア 不利益条項の存在

公社と鳥取県あるいは鳥取県の要請に基づいた土地取得に関する売買契約の形態の問題点の第1は、売買契約書に下記の如き不利益条項が例外なく入れられていることである。

#### 記

この契約の締結後、土地の引渡までの間に(売り主)側の責めに帰すことができない事由により土地が滅失し、または毀損し、または数量の不足もしくは隠れた瑕疵がある場合においても、その損害はすべて(公社)の負担とし、(売り主)は、何らの責めを負わないものとする。

ヒアリングによれば、県の指導の下にある公社

### (3) 船磯事業について

船磯事業は県の政策的要請に応じて公社が実施したもので、当初は漁民住宅用地として分譲を計画したものである。

当面、公社において、分譲対象者を漁民以外にも拡大し、住宅用地の販売に努めさせるが、分譲計画が進展しないときは、公社と協議の上、県が計画自体を抜本的に見直すものとする。

### (4) 県等との間における公有地の売買の契約形態に関する問題性

新規事業については、原則として売れ残りの土地の既存地処理の目途がたつまで行わせないこととしており、新規事業を行う場合であっても政策的に必要性が高く、かつ、公社の負担の低いものに限って行わせることとしており、事業が実施された際には土地取得後の分譲は公社の責任で行うこととなることを考慮し、公有地の売却主体と対等の関係に立った契約を締結させ、事業を実施させることとする。

にこのような不利益条項を拒む自由は無いとのことであつた。そもそも契約行為は相対立当事者が対等平等の関係にあつて自由な意志に基づいて合意に達しようとの前提に立っている。このような不利益条項を拒否する自由が無いのであれば、契約というより、同一組織内の命令、服従という関係にしかすぎないことになり、公社の業務が県の行政目的に従属することとなる。これでは、独立の法人格を公社に与えて勤労市民の住環境の整備という独自の目的を遂行させようとする公社法の目的にも反する。

しかも、このように公社にとって極めて不利益な契約条項は、以下に述べる各事業において現実にさまざまな弊害を発生させている。

#### イ 利益条項の不存在

船磯事業に見られるように県等行政の責任によって事業継続に障害が発生した場合、契約を解除あるいは買い戻しを求めることができるいわゆる利益条項が存在しないことが問題である。

県などが行う行政施策の一環として住宅建設、あるいは宅地開発に関与せざるを得ない場合、その事業は、当然採算性が低い、リスクの大きいものとなることが予想される。このような場合、公社が県との関係において対等な関係を維持できれば、公社は県などの要請に基づいて協力するという優位な立場に立つことができるのであるから、仮に政策目的に判断の誤りや爾後の狂いが生じた場合、契約を解除できる等の条件を利益条項として付すことは可能となるはずである。しかし、公社は県との関係においては、完全に従属的な立場に追いやられ、公社として当然の利益すら主張できない状況に追いやられている。従って、県の要請に基づいて採算性の低いリスクな事業に関わらざるを得ない状況におかれているにもかかわらず、政策目的に狂いが生じた場合、そのリスクをそのまま被ることになる。そして、このような従属的關係は公社法の趣旨にも反する。公社が県の監督指導に服する立場にあるとしても、あくまで公社法に則した運営がなされているか否かという観点からの指導であるべきはずであり、県の政策目標に公社が従属して契約上のリスクを負うことは許されないはずである。

#### ウ 改善策

県などに従属するのではなく、公社の本来の利益を擁護できるような制度的保証をもうけるべきである。たとえば、第三者機関による契約の事前監視制度、県からの出向役員、職員の廃止、役員の民間からの積極的な登用を試みるべきである。

## 2 外部監査結果に基づき鳥取県公安委員会が講じた措置

指 摘 事 項	措 置 の 内 容																								
<p>第2部 鳥取県警察</p> <p>1 公安委員会の予算の規模、内訳</p> <p>鳥取県警察本部の平成12年度予算中総額わずか178,801,000円、0.92%が公安委員会費であり、その科目中多額のもの順に見ると</p> <table border="1" data-bbox="287 510 734 958"> <tr><td>委託料</td><td>128,251,000円</td></tr> <tr><td>使用料及び賃借料</td><td>22,488,000円</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>8,740,000円</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>7,140,000円</td></tr> <tr><td>旅費</td><td>3,747,000円</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>2,964,000円</td></tr> <tr><td>賃金</td><td>1,769,000円</td></tr> <tr><td>報償費</td><td>1,629,000円</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>1,037,000円</td></tr> <tr><td>負担金、補助及び交付金</td><td>557,000円</td></tr> <tr><td>交際費</td><td>250,000円</td></tr> <tr><td>共済費</td><td>229,000円</td></tr> </table> <p>となっている。</p> <p>委託料128,251,000円の内訳は次の表のとおりであり、道路交通法により公安委員会が行うべき講習を同法に基づき内閣府令で定める者に実施を委託しているものが中心になっている。特徴としては、県警の関係団体に対する委託が際だっている。</p> <p>(次の表 略)</p> <p>上記のとおり、公安委員会費の総額178,801,000円のうち、公安委員会の最も重要な職責としての警察を管理することに関わる予算としては、公安委員の報酬である7,140,000円、公安委員会費の約4%しかないことになる。</p> <p>すなわち、公安委員会費のうち、委託料が128,251,000円を占めるが、そのほとんどが講習等の委託費であり、22,488,000円の使用料及び賃借料もそのほとんどが使用機器のリース料であり、8,740,000円の需用費も製本代及び印刷費等であり、警察の管理とは関連しない経費であり、まことに寂しい実情である。</p> <p>2 公安委員会の事務局</p> <p>公安委員会本来の活動をするための予算が公安委員の報酬しかないことは公安委員会に事務局がないことに由来すると思われるので、この点について考察する。</p> <p>現に、鳥取県公安委員会は他の都道府県公安委員会と同様に警察から独立した独自の事務局を有していない。</p> <p>警察法第44条が、都道府県公安委員会の庶務は、警視庁または道府県警察本部において処理すると定めていることが事務局を置かない根拠とされているようで</p>	委託料	128,251,000円	使用料及び賃借料	22,488,000円	需用費	8,740,000円	報酬	7,140,000円	旅費	3,747,000円	役務費	2,964,000円	賃金	1,769,000円	報償費	1,629,000円	備品購入費	1,037,000円	負担金、補助及び交付金	557,000円	交際費	250,000円	共済費	229,000円	<p>鳥取県公安委員会(以下「県公安委員会」という。)は、警察改革の実を上げるため、積極的な運営に努めているところであり、予算についても、春及び秋に実施される全国交通安全運動に伴う警察署への督励、中国管内公安委員会連絡協議会定例総会への出席等、年間30回に及ぶ所外活動に必要な経費を確保している。</p> <p>なお、平成14年度においては、新たな取組として、県東部にある鳥取県警察本部(以下「県警本部」という。)で実施している県公安委員会の会議を県の中及び西部の警察署でも移動公安委員会として実施し、県公安委員会の会議終了後は公安委員が警察職員との意見交換、警察施設の視察等を行うことにより警察活動に対する理解を深めている。</p> <p>また、協議事項等が増加し、県公安委員会の定例会議についても現行の月3回では対応しきれないため、平成15年度以降は月4回実施する等、今後も、県公安委員会の活動のあり方を検証しながら、管理機能を強化するために必要な予算の確保に一層努める考えである。</p> <p>警察法(昭和29年法律第162号)において、都道府県公安委員会は、都道府県警察本部を管理し、法律(法律に基づく命令を含む。)の規定に基づきその権限に属させられた事務をつかさどるとされており、都道府県公安委員会の庶務については、都道府県警察本部において処理することとされている。</p> <p>また、都道府県警察本部は、法律(法律に基づく命令を含む。)の規定に基づき都道府県公安委員会の権限に属させられた事務について都道府県公安委員会を補佐す</p>
委託料	128,251,000円																								
使用料及び賃借料	22,488,000円																								
需用費	8,740,000円																								
報酬	7,140,000円																								
旅費	3,747,000円																								
役務費	2,964,000円																								
賃金	1,769,000円																								
報償費	1,629,000円																								
備品購入費	1,037,000円																								
負担金、補助及び交付金	557,000円																								
交際費	250,000円																								
共済費	229,000円																								

あるが、庶務とは「人事、会計経理、物品の保管、官印の保管、文書の接受発送、補助機関相互間の連絡等のいわゆる管理事務であって、別個の補助機関に所掌させるほどの事務分量のないもろもろのものをいう」（法令用語辞典第八次改訂版、学陽書房）のであって、上記公安委員会の警察を管理する権限その他広汎な権限に照らせば、その補助が別個の補助機関に所掌させるほどの事務分量のないものとはとうてい言いえないことは明らかで、同条をもって事務局を置かない根拠にすることはできない。

### 3 公安委員会の会議録の検討

公安委員会には事務局がなく、その活動には公安委員の報酬しか予算がないのであるから、その活動が警察法の期待するものになっている否かを、公安委員会会議録から検討する。

#### (1) 会議録等の提出経緯

保存されている公安委員会会議録の全部の提出を包括外部監査人が求めたところ、その提出に至る経緯及び結果は次のとおりであった。

平成13年12月3日の包括外部監査人のヒアリングにおいては、「会議録は平成12年度分しか保存されていない。」との説明であった。

平成13年12月10日、包括外部監査人に、平成12年度第1回～第32回定例公安委員会会議録写しの提出があった。

平成14年2月6日、包括外部監査人に公安委員会のレジユメ（平成10年度及び平成11年度）の提出があり、その際に「（平成）11年度以前は会議録でなくレジユメを作成しており、（平成）10年度及び（平成）11年度分を保有している。」との説明であった。

平成14年2月20日の包括外部監査人のヒアリングにおいて、「平成9年度以前も同様のレジユメが作成されていたが、既に廃棄されている。公安委員会の文書の管理については、平成13年に鳥取県公安委員会文書管理規程（同年鳥取県公安委員会規程4号）が制定されたが、それ以前には文書管理規程は存在しなかった。したがって、公安委員会のレジユメの廃棄は文書管理規程上の根拠に基づいて行われたものではない。廃棄したことを記録する文書も存在せず、いつ誰の責任で廃棄されたかも不明である。」との説明であった。

冒頭で指摘したように、このような資料提出に関する不明朗な対応は、警察の閉鎖性や秘密主義的な体質を強く感じさせるものであり、速やかな改善が求められる。

#### (2) 会議録の作成・保存上の問題点

##### ア 作成の問題

ると規定されている。

このように、県警本部は県公安委員会の事務局としての機能を果たすこととされているところであり、県警本部に加えて県公安委員会に独自の事務局を設置することは警察法の予定しないところである。

なお、県警本部においては、平成13年4月に総務課内に警視以下3人体制による公安委員会補佐室を設置する等県公安委員会を補佐する体制の充実に努めているところである。

県公安委員会は、警察行政について、一層の説明責任が果たされるよう引き続き県警本部を指導していく。

なお、包括外部監査人からの資料要求等に対しては、県警本部において真しに対応したと報告を受けている。

鳥取県公安委員会運営規則（昭和29年鳥取県公安委員会規則第11号）によれば「会議の開催日時、出席者、及び会議の概要は、会議録に記載するものとする」（9条1項）、「会議録は、警察本部総務課において調製し、保存する」（同条2項）と定められている。

平成11年度以前の上記レジュメが鳥取県公安委員会運営規則の定める「会議録」に当たるか否かであるが、まず、同レジュメには同規則の定める記載事項の中の出席者の記載がない。また、同レジュメは記載内容及び体裁からして、会議後に会議の要領を記載したものではなく、会議前に会議の予定としての協議事項及び報告事項等を整理したものと考えられる。そう推測する一番の理由は、日時の記載がいずれも「平成10年4月1日（水）13:00～」等となっており、終了時刻の記載のあるレジュメは1枚もないことである。

以上から、上記レジュメは鳥取県公安委員会運営規則の定める「会議録」ではないと言わざるを得ず、そうすると、鳥取県公安委員会では平成11年度まで会議録が作成もされていなかったということになり、その違法は極めて重大である。なぜなら、公安委員会が警察を管理する方法は後述のとおり警察事務の運営の大綱方針を定めることによるのであるが、会議録がなければ、その大綱方針の決定すら確かに公安委員会において決定されたものであることの検証ができないからである。

#### イ 廃棄の問題

平成9年度以前の「レジュメ」は既に廃棄されているのであるが、平成13年制定の鳥取県公安委員会文書管理規程によれば、公安委員会の会議録の保存期間は10年である（同規程7条）。当時はこの文書管理規程はなかったのであるが、昭和48年制定の鳥取県警察の文書の管理に関する訓令（昭和48年鳥取県警察本部訓令第12号）があり、それによると永年保存に当たる（同訓令第39条）と考えられる。

公安委員会は警察を管理し、警察事務の運営の大綱方針を定める重責を有するが、その権限の行使は会議の議決による（鳥取県公安委員会運営規則第2条1項）。優れた大綱方針は、過去の積み重ねにより生まれるものと考えられるのは勿論、決定された大綱方針や協議内容は、それ自体、鳥取県の知的財産とも言える性質のものであり、平成9年度以前のものさえ既に廃棄されているのは重大な違法である。

#### （3）会議録、レジュメの内容の問題点

##### ア 警察の管理についての記載

管理についての警察法及び鳥取県公安委員会規

則公安委員会の会議録については、記載内容が十分ではなかったことから、平成12年度から記載方法を改め、適正な調製及び保存に努めているところである。

なお、平成14年4月1日からは、県公安委員会のホームページを開設し、県公安委員会の運営状況についての県民に対する透明性の確保の一助としているところであり、会議録の内容についても個人情報等の取扱いに十分注意を払った上で掲載している。

県公安委員会の会議録の保存期間については、鳥取県警察の文書の管理に関する訓令（昭和48年本部訓令第12号）に基づき3年保存としていたが、平成12年7月3日に有識者による警察刷新会議（国家公安委員会が警察組織の刷新及び改革の方向性について各分野の有識者から意見を求めるために設置したもの）が取りまとめて国家公安委員会に提出した警察刷新に関する緊急提言を踏まえ、平成13年9月に鳥取県公安委員会文書管理規程（平成13年公安委員会訓令第4号）を新たに制定し、10年保存とした。

平成14年12月1日に県公安委員会としての説明責任をより果たすため、同規程を改正し、保存期間を30年とした。

警察運営の大綱方針の提示は、運営指針及び重点目標

則の定めを見ると、前記のとおり、警察法第38条第3項により「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。」と定め、さらに、同法第47条第2項により「警視庁及び道府県警察本部は、それぞれ、都道府県公安委員会の管理の下に、都警察及び道府県警察の事務をつかさどる」とされているところ、鳥取県公安委員会運営規則によれば、「委員会は、法第47条第2項の鳥取県警察の事務（以下「警察事務」という。）について、その運営の大綱方針を定めるものとする。前項の大綱方針は、警察事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。」（同規則2条2項及び3項）と定められている。

上記大綱方針は、どのような方法で定められ、どのような文書として残るのか、とのヒアリングでの問に対して、毎年12月中の定例公安委員会において翌年の運営指針及び重点目標が定められるとの答えであった。そこで会議録等を見るに、平成12年度では、12月13日の定例公安委員会において、警察本部からの報告事項の中で、「平成13年鳥取県警察運営指針及び重点目標について」との表題のもとに、「平成13年の鳥取県警察運営指針及び重点目標5項目を設定し、県民の期待に応える警察の確立に務める。」と記載されている。平成11年度及び10年度の、上記「レジュメ」には、それに該当する記載は全くない。

上記のとおり、警察法は「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。」と規定し、鳥取県公安委員会運営規則は、公安委員会が警察の事務の運営の大綱方針を定めると規定しており、警察の定めた運営の大綱方針の報告を公安委員会が聞くことでは足りないことでは明らかで、大綱方針が公安委員会によって定められておらず違法である。

平成12年7月に警察刷新会議が「警察刷新に関する緊急提言」を国家公安委員会に提出し、同年8月に国家公安委員会が「警察改革要綱」をとりまとめているので、これらの動きに対応する鳥取県公安委員会の活動の有無を上記会議録で点検する。

まず、警察刷新会議の「警察刷新に関する緊急提言」については、同年7月19日の定例公安委員会において、報告事項として、『警察刷新に関する緊急提言』について」と題して、「7月13日に警察刷新会議から提言のあった『警察刷新に関する緊急提言』について説明した」と記載されているだけである。これについての協議事項の記載はない。

の策定のほか、公安委員会規則の制定、各種の指示等を通じて行われるが、これらについては、従来より県公安委員会を補佐する立場にある県警本部で素案を作成し、それに県公安委員会が検討を加え、議決することにより決定している。

県公安委員会においては、警察刷新に関する緊急提言及び警察改革要綱に基づき、警察改革の諸施策について真剣に協議し、その推進が積極的に図られるよう県警本部を指導している。

公安委員会規則の改正等重要な案件については、従来よりしかるべき協議をして決定してきたところであるが、県民への説明責任を果たすため、会議録の内容を一層充実させるべく努めている。

次に、国家公安委員会の「警察改革要綱」については、平成13年1月17日の定例公安委員会において、報告事項として、「識別章（庇称）着用の試行について」と題して、「国家公安委員会及び警察庁では、警察刷新会議の『緊急提言』を受けて、当面取り組むべき施策として『警察改革要綱』を取りまとめたところであり、この要綱に定める施策の一つとして『職務執行における責任の明確化』を図るため、制服警察官の識別章の着装を掲げている。この度、3種類の識別章の見本ができあがり、第一線の制服警察官に識別章を着装して勤務させ、その際に生ずる支障等の把握と着装警察官の意見・要望等を集約し、併せて住民の感想等も聴取するために試行実施する」などの記載があるだけで、「警察改革要綱」それ自体について討議又は説明等が行われたことの窺われる協議事項又は報告事項の記載は全くない。

#### イ 協議事項がほとんどない点

会議録及びレジュメの体裁の上で内容となる項目は協議事項と報告事項しかない。報告事項は警察本部から公安委員会への報告であるから、公安委員どうしの話し合い、すなわち会議は協議事項に記載されることになるものと考えられる。その協議事項の内容で、広汎な公安委員会の権限の行使に関することは殆ど「協議」されていない。会議録としての体裁が整えられている平成12年度においてすら、協議事項なしの会議が大半で、あっても話し合っている内容は、「県民の声を聴く会」のこと、公安委員会連絡協議会のこと及び行事予定のことではない。

#### ウ 公安委員会規則の制定及び改正の記載がない点

公安委員会規則は、警察法第38条第5項により都道府県公安委員会が制定するものとされ、鳥取県公安委員会運営規則は第2条第1項で「委員会は、会議の議決によりその権限を行う。」と定める。

次に、平成10年から平成12年の間の公安委員会規則の制定及び改正を鳥取県例規全集により拾い出すと次のとおりである。

(次のとおり 略)

これだけの制定及び改正があるにもかかわらず、これについて前記会議録又はレジュメにはその記載がない。

この疑問についてのヒアリングにおける問に対して、公安委員会規則の制定及び改正については、別途決裁を得ているとしてサンプルの決裁文書の提出があった。

同決裁文書は、警察の起案者から順に上司へと案が上げられ、最後に本部長、公安委員及び公安

アの後段に対する措置の内容に同じ。

県警本部は、県公安委員会の管理の下に県警察の事務を行っており、法律又は条例の規定に基づき県公安委員会の権限に属させられた事務について、県公安委員会を補佐するものであるから、県公安委員会が県警本部に公安委員会規則の素案を作成させることができるのは当然である。

その際、当該起案文書に起案担当者から県警本部長まで順を経て押印することは、責任の所在を明確にする上で必要とされるものである。

委員長の印が座るとい形になっており、現在の公安委員会と警察との関係を正直に表現していると言えるが、公安委員会制度の目的を全く理解しない運用であると言わざるを得ない。現在の公安委員会には事務局がないのであるから、公安委員会規則の制定の下準備に警察がある程度関与することはやむを得ないとしても、公安委員会と警察とは全く別個の機関で公安委員会規則は公安委員会が制定するのであるから、警察の関与はあくまでも下準備いわば黒子であり、文書の表面には表れてはならないはずである。

公安委員会規則案については、公安委員長から公安委員会に提案がされ、委員の討議を経て、委員の賛否を明らかにした決議がなされなければならない。

#### エ 交通安全協会への講習実施委託の記載がない点

公安委員会予算の中では委託料128,251,000円が最大で、その中でも(財)鳥取県交通安全協会への運転者講習業務委託88,088,000円が大きいことから調査するうち、この業務委託の決議も会議録に記載されていないことが判明した。

道路交通法は、その第108条の2の第1項及び第2項において都道府県公安委員会が各種の講習を行うべきことを定め、その第3項で都道府県公安委員会はその講習の実施を内閣府令で定める者に委託することができると定める。

平成12年度については同年4月1日付で(財)鳥取県交通安全協会と鳥取県知事との間の運転者講習委託契約書が締結されているが、そのころの公安委員会会議録には委託の決議の記載がない。鳥取県警察本部長専決規程(昭和36年鳥取県公安委員会訓令第1号)によっても本部長の専決事項とされていない。

#### (4) 鳥取県警察本部長専決規程(昭和36年鳥取県公安委員会訓令第1号)の問題点

制定様式の公安委員会訓令であるが、訓令とは「上級官庁が下級官庁の権限の行使を指揮するために発する命令(行組14)。下級官庁に対しその所掌事務に関して発する命令であって、上司がその部下である公務員個人に対して、その職務に関して発する職務命令とは概念上は区別される。しかし、訓令に拘束されるのは、実際上は公務員であるので、訓令は別の面からみると職務命令の性質をもつ。訓令は上級官庁に対する関係において下級官庁を拘束するだけであって、法規としての性質をもたないのが原則である。したがって訓令に違反する行為も、職務義務違反となるだけで、私人に対する関係では直ちに違法とはならない。」(新法律学辞典第三版、有斐閣)ものであって、公安委員会と警察との関係

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2に基づく運転者講習業務(以下「運転者講習業務」という。)については、鳥取県警察本部長専決規程(昭和36年公安委員会訓令第1号。以下「専決規程」という。)第3条第10号の規定により、警察本部長の専決事項とされている。

なお、この件については、包括外部監査人からの平成14年3月8日付調査御依頼書(追加分)に基づき、同月11日文書により回答済みである。

専決規程は、事務処理の効率化及び迅速化を図るため、県公安委員会の権限に属する事務のうち、定例かつ軽易なものについて警察本部長が専決できる事項を定めたものである。

県公安委員会は、各種の法令に基づいて付与された権限をつかさどるが、その権限については県警本部が県公安委員会を補佐することとされており(警察法第47条第2項)、これらの県公安委員会の権限については、当然に県公安委員会が県警本部の上級行政庁に当たる。

専決規程により警察本部長の専決とされている事項は、いずれも各種の法令に基づいて県公安委員会に付与された権限であるため、上級行政庁である県公安委員会が、公安委員会訓令により、警察本部長の専決事項を定めることに問題はない。

を直ちに上級官庁と下級官庁の関係と見ることには疑問があるし、下級官庁の権限の行使を指揮するために発するものであるのに、本規程では上級官庁の権限を下級官庁に委任しており、語義に反する。

また、専決とは、代決と同義で、「行政庁の権限に属する事項を、その補助機関が、当該行政庁の名において決裁し、処理すること。その結果は対外的にも当該行政庁の名で表示される。行政庁が不在の場合などに、事務処理上の便宜のためにされるもので、内部的委任に基づく。」(新法律学辞典第三版、有斐閣)とされ、補助機関とは「行政官庁等に附属し、その意思決定の補助を任務とする機関。各省の政務次官・事務次官・事務官、委員会の事務局等がこれである。また地方自治法は、地方公共団体の長の補助機関として副知事・助役等を規定する(自治2編7章2節3款)。(新法律学辞典第三版、有斐閣)と解されているところ、警察は公安委員会の事務局ではなく、従って補助機関ではないから、この点も語義に反する。

鳥取県公安委員会の類似の定め、鳥取県公安委員会の事務の委任に関する規則(平成4年鳥取県公安委員会規則第1号)があり、第1条(目的)において「この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規程により、鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の事務の鳥取県警察本部長及び警察署長への委任について必要な事項を定めることを目的とする。」と定め、それぞれ委任事項が定められているが、これは当該法律において公安委員会が警察本部長に委任することができるように定めているものである。

委任についての法律の定めもなく、上記のとおり広汎な権限の委任を定める本規程の合法性には多大の疑問がある。

なお、平成12年中に本規程の改正が3回行われているが、公安委員会会議録にはその記載がない。また、本規程第3条但し書きの「重要又は異例に属するものについては、委員会の決裁を受けて処理しなければならない。」とする点についての事案と見られる記載は、前記公安委員会会議録にはない。

#### (5) 上記公安委員会の現状に対する評価

公安委員会の会議は年間に合計30回程度開かれ、1回の会議時間は概ね1時間弱であるから、毎週1時間の割合よりも少ない回数及び時間である。

会議の内容として実質的に委員間で討議がされる「協議事項」は、全くない日が多く、あっても内容は、「県民の声を聴く会」のこと、公安委員会連絡協議会のこと及び行事予定のことではない。他の事項はすべて警察からの報告事項として聞くだけで

専決とは、事務能率向上の観点から行われる内部的な事務処理上の仕組みであるにとどまり、専決規程にもあるとおり、専決事項については、県公安委員会の名と責任において警察本部長が決定するものである。この点、委任を受けた行政庁が自らの名と責任において権限を行使する委任とはその性質を異にし、専決を許容する法令の規定を要しないものである。

県公安委員会は、定例会議を月に3回(平成15年度からは、月に4回)、年35回(平成13年度実績)開催しているほか、道路交通法に基づく聴聞、各種法令に基づく行政処分等も行っているところである。

また、平成13年度においては、定例会議のみでなく、警察署協議会や県下の警察署長会議への出席、警察署幹部からの治安実態等についての聴取等の年間30回に及ぶ活動を行ってきており、平成14年度においては、新たな

ある。

そして、公安委員会の最も重要な責務である警察を管理すること、そのために警察の事務の運営の大綱方針を定めることについて、自ら委員会の会議で定めることをせず、警察の定めた運営の大綱方針の報告を聞くことしかしていない。そもそも、公安委員は、警察法が「都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。」と規定し、鳥取県公安委員会運営規則が警察の事務の運営の大綱方針を公安委員会が定めると規定していることを知らないのではないかと疑われる。

いやいや、もちろん知っており、会議で定めたが、会議録がそうになっていないだけだというなら、公安委員は、鳥取県公安委員会運営規則が、会議の概要は会議録に記載し、会議録は警察本部総務課において調製し、保存すると定めていることを、知らないか、知っていてもその遵守を監視していなかった。同規則の同条項は昭和29年の制定時から存在するから、それ以降の歴代の公安委員の全員がこれを怠ったことが明らかである。

以上のとおり、公安委員会は警察の丸抱えとなっており、その活動は全く形骸化していると言わざるを得ない。

#### (6) 意見

ア 公安委員会が警察法等によって期待される本来の役割を果たし、さらに「警察改革要綱」が指摘する県民に開かれた民主的警察を実現するためには、現在の形骸化した警察丸抱えの状況から脱するため、法の趣旨に沿った抜本的な改革が必要である。

イ また、公安委員長は常勤にし、各公安委員についてその役割にふさわしい報酬体系を検討すべきである。

前述のとおり、現状では公安委員が本来期待される責務を果たしていないことは明白である。公安委員が受領すべき報酬額については、県民の声に耳を傾け、今後本来期待される責務を果たすことを前提として再検討すべきであろう。そうでないのであれば、現状では警察法及び鳥取県公安委員会規則を遵守した職責の遂行をしていないのであるから、その活動が報酬7,140,000円に値しないとの批判を避けることはできない。

ウ 公安委員会は、警察本部から独立した独自の事務局を持ち、公安委員会の会議を充実させることによって、独自に警察の大綱方針を策定し、警察を監視・監督しうるに足る体制を整えるべきである。

取組として、県東部にある県警本部で実施している県公安委員会の会議を県の中部及び西部の警察署においても移動公安委員会として実施し、県公安委員会の会議終了後は警察職員との意見交換、警察施設の視察等を行うことにより警察活動に対する理解を深める等これらを通して公安委員としての研さんにも努めているところである。

公安委員会制度は、県民の良識を代表する者が警察を管理することにより、警察の政治的中立性及び警察行政の民主的保障を確保しようとするものである。公安委員は、警察事務の専門家以外の社会各層の有識者から選任されていることから、今後も社会の第一線での活動を通じて得た知識や経験に基づいて大局的見地から警察を監督し、警察運営の適正化を図る等法の趣旨に沿った適正な管理が行えるよう一層努めてまいりたい。

公安委員長及び公安委員の常勤化については、社会で活躍しつつその職を務めることのできる適任者を得ることが困難な面があり、県公安委員会の管理機能の強化については、県公安委員会の会議の開催日の増加、委員の輪番制による各種会議への出席、警察活動の視察等によって具体化できるものと理解している。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第5項の規定により公安委員は非常勤とされており、常勤化するためには同法の改正が必要である。

県公安委員会に県警本部から独立した独自の事務局を設置することは警察法の予定しないところであり、県警本部がまさに県公安委員会の事務局そのものであるといえる。また、独自の事務局が介在せず県公安委員会と県警本部とで直接関係を保った現在の仕組みの方が、県警

エ 公安委員会の会議が県民へ公開されるように努力すべきである。公安委員会の会議の傍聴、議事録のホームページへの掲載など、開かれた警察への努力を行うべきである。

オ 以上の公安委員会制度の抜本的改革のために、それを実現するにふさわしい予算措置をとるべきである。

#### 4 派出所の家族に対する報償費の支出について

(1) 役務提供の事実を立証するものがなく、そのために報償費の金額の妥当性が判断できないので、業務日誌等の記録により役務提供の事実が確認されることを支給要件とすべきである。

(2) 駐在所での警察業務の特殊性からみて協力者の適格性を審査しないのは、問題である。適格性についての基準を策定して審査を行うべきである。

(3) 協力者の補助業務内容が明文化されていないので、業務内容を明確化して支給審査基準にすべきである。

(4) 協力者から受給についての認定申請はあっても協力する旨の誓約書の提出など協力意志の確認がなされていないのは不適當である。なんらかの方法で協力意志の確認を行い、支給認定基準にすべきである。

(5) 駐在所等に同居する家族がいることだけが支給認定基準であり、補助することが要件となっていないのは、不適當である。現実に補助することを認定要件とすべきである。

(6) 協力者に対する教育研修訓練制度が任意参加と

本部からの情報がスムーズに県公安委員会に上がる等の長所を有すると理解している。

なお、警察刷新会議においても事務局について検討されたが、最終的に新たな事務局の設置を要しないとの結論が導かれたところである。

県公安委員会の傍聴については、会議自体が個人情報や捜査の手法等に関する情報の交わされる場所でもあることから、公開にはなじまないものと理解している。

県公安委員会のホームページについては、平成14年4月1日に開設し、公安委員の経歴及び活動内容、苦情申出制度等について掲載している。さらに会議状況についても掲載を始めており、公開性の向上に努めている。

以上のとおり、県公安委員会としては、県警察の政治的中立性と民主的な運営を確保するため、現行の法律制度の趣旨に沿って、県警察の適正な管理に一層努めてまいりたい。

駐在所勤務となっている職員(以下「職員」という。)の家族(以下「協力者」という。)は、警察署から離れた駐在所に職員と共に居住し、地域と交流を深めながら職員の補助的役割を果たしており、地域の治安の確保に寄与している。

報償費は、このような駐在所の特殊性から、協力者が必然的に負担する労苦に報いる謝礼として支払われているものである。

なお、協力者が、職員の不在時に取り扱った事案については、メモ紙等に記録して職員に連絡していたところであるが、より確実な連絡を行うため、平成14年11月1日から各駐在所に駐在所家族事案取扱簿を備え付けることとした。

協力者に対する報償費の受給資格については、警察署長が事前に協力者の駐在所への居住の事実、就業の有無等について確認のうえ、受給資格を認定することとしている。

職員が不在となっている場合等において協力者が取り扱うのは、各種届出の受理、電話の接受、屋舎の管理等の事務の補助であり、その内容については、駐在所家族のしおり等を配布して具体的に教示している。

報償費の受給資格の認定に際しては、駐在所等報償費受給者認定申請書に協力者の氏名を記入させることで協力の意思を確認している。

(3)に対する措置の内容に同じ。

協力者に対する教育訓練は、事務の補助の内容を周知

なっている。また、参加率も極めて低い。支給認定基準がないことがその原因の一つと考えられるので、研修に参加し一定の知識を習得することを認定基準の一つとすることを検討すべきである。

(7) 公衆接遇費の資金使途を明らかにしておらず不明朗である。報償費という支給形式を再検討すべきである。

(8) 定期的かつ年間総額が多額な支出であるのに現金支給しているのは問題である。協力者に現実に支給されることが、協力者のモチベーションを高める上でも、関係者のモラルを維持する上でも、また金銭事故や不正の発生を防止する上でも有効である。

#### 5 機器類のリース契約について

実体と乖離するリース契約は、その解消の方向で抜本的に見直すべきである。このようにすれば、債務負担行為の脱法的契約であるとの批判を免れるだけでなく、異常な契約形式を解消し、鳥取県が将来において負担することとなる債務総額を過不足無く明らかにすることによって財務の運営を格段に健全化することになると考える。

#### 6 財団法人鳥取県交通安全協会への各種委託契約について

##### (1) 運転者講習の委託

道路交通法の規定により公安委員会の行うべき講習は他に多数あり、指定自動車学校や社団法人鳥取県指定自動車学校協会などが受託している。このことからすれば、ほとんどすべての自動車学校は、運転者講習を行う能力を有しているとみるべきであり、門戸を交通安全協会に限定するのは理解できない。また、複数の競争者が存在するとすれば、競争入札による合理的かつ公正な委託も可能になるはずであり、このような方向性を真剣に検討すべきである。

させることにより駐在所の機能を高めるために行っており、今後とも定期的に研修会等を継続して実施していく。

公衆接遇費は、職員が地域における活動を円滑に推進するために、地域住民との関わりの中で自ら負担してきた日々の諸雑費を補うための経費であり、使途を厳密に明確化することが困難な場合があるが、可能な限り明確化しよう職員及び協力者を指導する。

金銭に関する事故の発生を防止するとともに、事務の効率化を図るため、平成14年4月から協力者名義の預金口座に報償費を振り込むこととした。

機器類のリース契約については、既に平成13年度の12月補正予算分から債務負担行為で行っている。

なお、リース契約の機種を選定に当たっては、複数の同等の機種があるものについては、各製造業者から仕様書、見積書等を徴して、価格及び機能面を比較検討し、業務に最も適合した機種を選定している。

道路交通法第108条の2第1項に定められている公安委員会が行う講習のうち一定のものについては、同条第3項の規定に基づき、内閣府令で定める者にその実施を委託できることとされている。

内閣府令で定める者については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3で、道路における交通の安全に寄与することを目的とする公益法人その他の者で、講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると公安委員会が認めるものと規定されている。

したがって、現行制度においては、県公安委員会がこれに該当すると認める者であれば、県公安委員会が行う講習のうち一定のものを委託することができるものとされている。

県公安委員会としては、道路交通法の規定に基づき、委託する講習の内容に応じ、講習を行うのに必要かつ適切な組織等を有するものと認められる財団法人鳥取県交通安全協会(以下「交通安全協会」という。)及び指定自動車教習所(自動車運転教育を行う施設のうち道路交通法の定める基準に適合しているものであって県公安委員会が指定したもの)等に講習の実施を委託している。

運転者講習業務については、今後、社団法人鳥取県指

(2) 自動車保管場所現地調査(車庫証明)の委託について

本委託事務は、特別の能力を必要とするものということはできず、ヒアリングでも交通安全協会にのみ委託する理由を見いだすことはできなかった。従って、本事務の委託についても、交通安全協会に委託することが適切か、他の委託先は考えられないのか等について検討する必要があると考えられる。

(3) 運転免許更新通知事務の委託について

この事務についても、極めて単純な作業であり、交通安全協会以外の委託先が存在するという前提に立って、同協会のみへの委託を再検討する必要があると考える。

定自動車学校協会や指定自動車教習所が新たに講習受託の意思を示し、かつ、必要な講習担当者を運転免許センターに常駐させる等の体制を整備すれば、運転者講習業務について競争入札制度を導入したい。

自動車保管場所の現地調査事務の委託の対象は、法規制の実効性の担保の見地から、警察署長の指導監督が十分行き届き、責任を持って事務を実施できる体制が整っている者である必要があるため、個人ではなく団体であるべきである。

さらに、団体において現地調査事務に従事する職員の調査能力に警察署ごとに差があることは適当ではなく、また、複数の警察署の管轄にまたがる不正申請事案を防止するためにも、職員同士の密接な連携を図ることのできる団体である必要がある。

交通安全協会は、道路における交通の安全及び円滑化に寄与することを目的として設立され、道路交通法第108条の31第1項の規定に基づき交通事故防止等の事業を適正かつ確実に行うことができる団体として鳥取県交通安全活動推進センターの指定を受けている法人であり、警察が所管し、指導監督を徹底できる公益法人でもあることから、これらの条件を満たしていると考えられるため、自動車保管場所の現地調査事務を交通安全協会に委託しているものである。

現在のところ、交通安全協会と同等又は同等以上の能力及び適性を有し、かつ上記の条件を満たす団体の存在を認めることができないが、今後、このような団体が出現すれば、競争入札制度を導入したい。

運転免許の更新についての通知を行う業務は、道路交通法施行規則第31条の4の2の規定により、免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人に委託することができることとされている。

本県においては、現段階では受託可能な体制が整備されている交通安全協会に委託しているが、今後、受託の意思があり、かつ、県公安委員会が道路交通法施行規則に定める組織及び能力を有すると認める法人が出現すれば、競争入札制度を導入したい。

3 外部監査結果報告書に添付された意見に基づき鳥取県公安委員会が講じた措置

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p>第2部 鳥取県警察</p> <p>1 総括意見</p> <p>本監査は、冒頭で触れた「警察刷新会議」の「警察刷新に関する緊急提案」が指摘する、警察の閉鎖性、身内意識によるかばい合い、公安委員会の機能不全などの問題点が鳥取県警においても存在することを示す結果となった。とりわけ、公安委員会の運営実態は、ある程度は予想されていたとは言え、まさに「公安委員会」としての体を成さないほど惨憺たる状態であり、警察法が言う「都道府県警察を管理する」というものとは全くかけ離れたものであることが明らかとなった。このような状態では、県警が県民に開かれた組織として改革されることはとうてい期待できず、却って県民からの不信感が醸成、増大するものと言わなければならない。</p> <p>言うまでもなく、警察行政は県民の生活全般に広く且つ深く及んでおり、それ故に、県民の生命・財産の保護、基本的人権の擁護など警察が本来果たすべき機能が失われていくとすれば、県民の社会生活全般に暗い影を投げかけるだけでなく、深刻な社会的危機が発生するといわなければならない。</p> <p>このような状況の下において、鳥取県警の改革は焦眉の課題であり、一刻の猶予も許されない。そして、この改革の中心となるのは、やはり公安委員会であり、公安委員会の機能が十全に果たされる途が講じられることなしには、いかなる改革もその実効性をもち得ないと言わなければならない。</p> <p>そこで、当包括外部監査人としては、本監査結果とその意見が真摯に受け止められ、直ちに、公安委員会を中心とした改革の第一歩が踏み出されることを切に期待するものである。</p> <p>そして、かかる改革の着手がなされた数年後に、再び外部監査がなされるべきと考える。改革の成果を確認し、共に祝福しうる監査として。</p>	<p>監査結果とその意見については、真しに受け止め、改善すべきと認められるものについては早急に改善措置を講じることとしている。</p> <p>また、県民の理解を十分に得られていないと考えられる点については、広く県民の理解が得られるよう説明責任を果たしていきたい。</p>

